

品川区母子・父子福祉室運営要綱

制定 平成元年12月1日 区長決定
改正 平成11年3月31日
改正 平成13年3月31日
改正 平成16年4月 1日
改正 平成21年3月31日 要綱第328号
改正 平成25年11月8日 区長決定
要綱第 149 号
改正 平成27年3月16日 要綱第245号
改正 平成28年3月25日 要綱第129号
改正 令和7年4月1日 要綱第 71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立総合区民会館条例施行規則（平成元年品川区規則第41号）第2条第3項の規定に基づき、品川区母子・父子福祉室の運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 母子・父子福祉室は、ひとり親家庭および寡婦または寡夫相互間の交流と自立に向けての活動の場等に使用するものとする。

(管理および運営)

第3条 母子・父子福祉室の管理および運営は、子ども未来部子ども家庭支援センター（以下「子ども家庭支援センター」という。）において行うものとする。

(母子・父子福祉室を使用できる者)

第4条 母子・父子福祉室を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 区内に居住するひとり親家庭の親およびその子ならびに寡婦または寡夫を主たる構成員とする団体であって、次に掲げる条件を満たすもの
 - ア ひとり親福祉の向上に関わる活動を主たる目的とする団体であること。
 - イ 政治的活動、宗教的活動および営利的活動を行わない団体であること。
 - ウ 活動の場および活動の本拠としての連絡先が、品川区内にあること。
 - エ ひとり親家庭、寡婦または寡夫の世帯5世帯以上で構成され、当該団体の代表者がひとり親家庭の親、寡婦または寡夫であること。
- (2) その他区長が適当と認めるもの

(使用団体の登録)

第5条 母子・父子福祉室の使用を希望する団体は、次のとおり団体登録を受けるものとする。

- (1) 母子・父子福祉室使用団体登録申請書（第1号様式）、母子・父子福祉室使用団体会員名簿（第2号様式）、規約および活動計画を区長に提出する。
- (2) 区長は登録申請を受理し、前条に定める基準に適合する団体と認めたときは、母子・父子福祉室使用団体登録証（第3号様式）を当該団体に交付する。
- (3) 登録の有効期間は、団体登録の承認を受けた日から2年後の月の末日までとする。
- (4) 団体登録を受けた団体は、登録有効期間の満了日の1か月前の日から団体登録の更新申請を行うことができる。

（母子・父子福祉室の使用申請）

第6条 第4条第1号に規定する者が、母子・父子福祉室を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の3カ月前の月の初日（この日が受付除外日にあたる場合は、この日の翌日）から使用日の前日（この日が受付除外日にあたる場合は、この日の前日）までに、品川区母子・父子福祉室使用申請書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

2 第4条第2号に定める者が、母子・父子福祉室を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の1ヵ月前の月の初日（この日が受付除外日にあたる場合は、この日の翌日）から使用日の前日（この日が受付除外日にあたる場合は、この日の前日）までに品川区母子・父子福祉室使用申請書を区長に提出するものとする。

3 前2項の受付除外日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用承認）

第7条 区長は、母子・父子福祉室使用登録団体より、前条の規定による申請があった場合において、この団体が母子・父子福祉室を使用することが適当であると区長が認めるときは、当該団体に品川区母子・父子福祉室使用承認書（第5号様式）を交付する。

（使用承認書の提示等）

第8条 前条の規定により母子・父子福祉室の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、母子・父子福祉室の使用に際して品川区立総合区民会館の事務室にて前条の規定により交付された使用承認書を提示し、鍵の受け渡し等の指示を受けるものとする。

2 使用者は、母子・父子福祉室の使用を取り止めるときは、直ちに子ども家庭支援センターに連絡するものとする。

（使用の権利の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

（使用承認の取消等）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、母子・父子福祉室使用の承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) 母子・父子福祉室の管理上支障があると認めるとき。

(母子・父子福祉室の使用時間)

第11条 母子・父子福祉室を使用できる時間は、次の区分のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から正午まで
- (2) 午後 午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間 午後6時から午後9時30分まで

(禁止事項)

第12条 使用者は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為
- (2) 火気の使用および危険物の持込み
- (3) 飲酒および指定の場所以外での喫煙
- (4) 建物、備品等に損害を与えること。
- (5) 机、椅子その他の備品類の持出し

(委任)

第13条 その他母子・父子福祉室の運営について必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、平成元年10月2日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。